

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 有限会社高橋設備
- 業者の住所 : 高知県高知市北竹島町476
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年1月22日～令和3年2月21日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内 (四国)

4 事実概要

有限会社高橋設備は、民間発注の管工事2件について、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられているにもかかわらず、営業所に専任で置かなければならない技術者を主任技術者として請け負っていたことが確認された。

このことが建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和2年12月14日、高知県知事から指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～12 省略 (建設業法違反行為)	省略
13 当該地方機関の施行地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次に掲げる場合を除く。)	認定した日から1か月以上9か月以下
14 以降 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)